

耐震改修（住宅を除く）に伴う固定資産税の減額制度のご案内

既存家屋（住宅を除く）の耐震改修を行った場合に固定資産税（家屋）を減額する制度があります。制度の内容等は次のとおりです。

1 減額措置の適用条件

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定されている「要安全確認計画記載建築物」又は「要緊急安全確認大規模建築物」に該当し、耐震診断を行った家屋であること
 - (2) 耐震診断の結果を、千葉県又は柏市の建築指導課に報告した家屋（その報告に関して、命令又は必要な耐震改修に関する指示の対象となったものを除く。）であること
 - (3) 耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に関する政府の補助を受けた工事であること
 - (4) 令和5年1月2日から令和8年3月31日までに完了した工事であること
 - (5) 昭和56年6月1日施行の建築基準法に基づく耐震基準に適合する改修工事であること
- (補足) 工事完了後3ヶ月以内にご提出ください。なお、提出が遅れてしまう場合は資産税課までご相談ください。

2 減額措置の内容

- (1) 減額される額 家屋の固定資産税の税額を2分の1に減額
※固定資産税の税額の2分の1に相当する金額が、改修工事に要した費用の2.5%に相当する金額を超える場合、改修工事に要した費用の2.5%に相当する金額を減額
- (2) 減額される期間 改修工事完了後の2年度分

3 申告手続き

柏市の「耐震改修家屋（住宅を除く）に係る固定資産税の減額適用申告書」による申告が必要です。

※申告手続きが耐震改修工事完了後3か月を経過している場合は、その理由を申告書に記載してください。

4 添付書類

- (1) 耐震基準に適合した改修工事であることを証する書類（地方公共団体・建築士又は指定確認検査機関の証明書）
- (2) 耐震改修工事に要した費用を証する書類（写し）
- (3) 補助金確定通知書（写し）
- (4) 千葉県又は柏市の建築指導課へ耐震診断の結果を報告したことを証する書類（写し）

問い合わせ先

柏市役所 資産税課 家屋担当 TEL 04-7167-1111（内）2344・2345